

## 有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<b>1, 000円</b> 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	<p><b>【成功報酬】</b></p> <p>《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》                      職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u><b>50%を上限</b></u>とします。</p> <p>《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》                      職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u><b>50%を上限</b></u>とします。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	<p><b>【成功報酬】</b></p> <p>職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u><b>50%を上限</b></u>とします。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p><b>【成功報酬】</b></p> <p>《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》                      職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u><b>50%を上限</b></u>とします。</p> <p>《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》                      職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職</p>

	<p>後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>50%を上限</u>とします。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
<p>就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言</p>	<p><b>【成功報酬】</b></p> <p>《期間の定めのない雇用契約の紹介の場合》  職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>50%を上限</u>とします。</p> <p>《期間の定めのある雇用契約の紹介の場合》  職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>50%を上限</u>とします。</p> <p>手数料負担者は関係雇用主とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

**【返戻金制度に関する事項】**

求職者が一定の条件の下で早期退職に至った場合、入社日からの期間に応じて、紹介手数料の返金を行う返戻金制度を設ける場合があります。適用条件等の詳細は別途求人者と取り交わす契約書・覚書にて定めるものとします。

株式会社 フィーリンクス

北海道岩見沢市美園1条6丁目1-1

フレクルール美園2階202